

平成 14 年 1 月 25 日

「新・生物多様性国家戦略」への意見

応用生態工学研究会  
会長 廣瀬 利雄

応用生態工学研究会は、1997 年に「生物多様性の保全」、「健全な生態系の持続」、「人と生物の共存」の 3 つを共通の目標のもとに、生態学と土木工学の間での多面的な交流と連携を促すために結成された研究会である。現在では、会員数 1000 名を大きく超え、毎年 1 巻ずつ発行してきた研究会誌「Ecology and Civil Engineering 応用生態工学」もすでに 4 巻（7 号）を重ねている。毎年、多彩な研究発表会、各種講座、セミナーなどを開催し、研究会内外の多数の参加者に研究交流と情報収集の場を提供してきた。研究会は、学際的かつ科学的基礎を踏まえつつも現場の要請に具体的に応じる「応用生態工学」研究の振興・発展のために不可欠な学会として、着実に地歩を築きつつあるところである。

新・生物多様性国家戦略において、保全のための新たな戦術のひとつとして位置づけられようとしている「自然再生事業」は、当研究会としても特に関心の高いところであり、関連して、次のような意見を述べさせていただきます。

1) 海岸・浅海域、河川・湖沼・湿地等の水系域、都市域など、すでに自然の消失や劣化がかなり進んだ地域においては、現状維持のための保全だけでなく、生態系の再生や修復などが重要な課題となっているという現状認識は、当研究会も共有するものである。

自然再生事業にとってもっとも重要なことは、科学的な計画・手法・評価にのっとった事業が行われることである。まず第一に必要なことは、対象となる場所の生態系に関して、主要な生物学的要素、非生物的、生物学的生態系プロセス、およびそれらの連関に関する基礎的なデータを分析して、その時点でもっとも科学的で合理的な計画を、事業によって検証すべき「仮説」として立案することである。再生・回復させる要素やプロセスを明確にし、達成度を具体的に評価できる目標を設定することが重要である。

2) 不確実性の高い対象を扱う自然再生事業は、多様な主体の参加により順応的にすすめられるものでなければならない。そのためには、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理にいたるまで、関連する行政はもとより、多様な分野の研究者、地域住民、NPO等の参加が保障されること、「仮説の検証」に必要なモニタリングをおろそかにせず、適切な期間を区切って評価を行い、新たな仮説として計画を深化させることができるような非固定的な事業サイクルが保障されること、科学的なことも含めて、事業に係わる主体の間での十分な情報の共有が可能なようにさまざまな機会を捉えた交流を行うこと、さらに、大局的な科学的見地から個別の事業あるいはそれらをまとめて、監視したり、評価（ピア・レビュー）することのできる科学的な審査委員会などの体制がつけられることが望まれる。

3) いずれの計画も、流域など、生態系のつながり、ひろがりの点から意味のある空間全体に目配りができるように、行政部局間での情報の交流や事業における連携などが必要である。

4) 自然環境の保全・復元などの事業や環境影響評価が実施される際、生態学と工学の両方をベースとした自然環境の評価、保全・復元計画立案、モニタリング等に係わる調査や研究が実施される機会が増えてきた。それらは、比較的新しいニーズであるため、それに携わることのできる人材が圧倒的に不足している。応用生態工学研究会もそのような人材養成につながるよう研究会の活動全般において鋭意努力しているところであるが、国としてさまざまな誘導策を実施することが必要であると思われる。

一方で、それらの調査や研究の成果を適切な評価を加えた上で蓄積していくことは、将来の

計画や事業をできるだけ自然環境に負荷の少ない、「生物多様性の保全」および「健全な生態系の持続」という社会的な目標に適うものにしていく上で重要な意義をもつ。これまで、そのような調査・研究の成果は報告書等としてまとめられるだけで、専門的、科学的な意味でのピア・レビューを受ける機会や公開性が十分に保障されていなかった。事業に係わる調査・研究成果がピア・レビューを受けた上で学会・研究会等の研究誌に論文や報告として掲載されるよう、事業実施者が配慮することが必要である。また、全国レベルでデータベースが整備・公開されるようになることが望ましい。

5) 最後に、住民主体の「自然再生モデル事業」を創設することを提案したい。

自然再生事業に、住民の主体的参加が不可欠であるとする理由は以下の通りである。勿論、学識研究者が積極的に事業に一員として参加することは当然である。

- (1) 自然再生事業の評価は、日常的、継続的観察、調査に基づき行う必要がある。
- (2) 自然再生事業は、1~2年の短期間の成果に基づく評価ではなく、長期間に亘る成果に基づくことが必須である。
- (3) 住民主体の自然再生事業は、多くの人材を必要とする。その養成機能の一翼をになえるのではないだろうか。